

五 條 市

過疎地域持続的発展計画

(計画期間 令和8年度～令和12年度)

五 條 市

目 次

はじめに.....	1
(1) 過疎地域持続的発展支援法の制定.....	1
(2) 奈良県過疎地域持続的発展支援方針の趣旨.....	1
1. 基本的な事項.....	2
(1) 五條市の概況.....	2
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	6
(3) 行財政の状況.....	9
(資料) 五條市.....	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	14
(7) 計画期間.....	14
2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成.....	15
(1) 現況と問題点.....	15
(2) その対策.....	15
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	16
3. 産業の振興.....	17
(1) 現況と問題点.....	17
(2) その対策.....	19
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	20
(4) 産業振興促進事項.....	22
4. 地域における情報化.....	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	24
5. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	25
(1) 現況と問題点.....	25
(2) その対策.....	26
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	27
6. 生活環境の整備.....	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	30
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	31
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	33
(1) 現況と問題点.....	33
(2) その対策.....	34
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）.....	35

8. 医療の確保	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	37
9. 教育の振興	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	41
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	42
10. 集落の整備	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	45
11. 地域文化の振興等	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	47
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	49
13. 防災・減災対策の推進	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
14. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	52
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	52
(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）	53
15. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	54

はじめに

(1) 過疎地域持続的発展支援法の制定

過疎地域は、食料・水・エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物多様性をはじめとする自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など、多面的な機能を有している。これらの機能が適切に発揮されることにより、国民生活に豊かさと潤いをもたらすとともに、国土の多様性を支える重要な役割を担っている。また、人口の過度な集中に伴い、大規模災害や感染症等による被害リスクが高まる中、国土の均衡ある発展を図る観点からも、過疎地域の果たすべき役割は一層重要となっている。一方で、過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以降、約50年にわたり、交通等のインフラ整備や観光施設整備など、様々な施策が講じられてきた。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展などにより、他地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、依然として多くの喫緊の課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、法律に基づく過疎対策は、昭和45年度から昭和54年度まで「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年度から平成元年度まで「過疎地域振興特別措置法」、平成2年度から平成11年度まで「過疎地域活性化特別措置法」と、時代の要請に応じて制度が引き継がれてきた。平成12年度には「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、以後、複数回の法改正を経ながら、令和2年度まで過疎対策が継続的に実施された。さらに、令和3年度からは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という）が、令和13年3月31日までを法期限とする時限立法として施行され、過疎地域の特性をいかしつつ、持続的な発展を目指した取組が引き続き進められている。

(2) 奈良県過疎地域持続的発展支援方針の趣旨

「奈良県過疎地域持続的発展支援方針」は、過疎法第7条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものである。

奈良県の方針では、以下の3つを柱として、人が集まる「拠点の形成」と「人材の確保・育成」を推進することが示されており、これに準じて「五條市過疎地域持続的発展計画」の策定が必要である。

＜奈良県過疎地域持続的発展支援方針の3つの柱＞

- ① 住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり
安全で災害に強く、住みよい環境づくりを進めるとともに「働く場」と「働く人」を増やす取組を進める。
- ② 訪れてみたいくなる地域づくり
地域の魅力の創出や発信、地域の魅力を活かした文化・芸術・スポーツ・食イベント等の実施により、交流人口、関係人口、移住者を増やす取組を進める。
- ③ 力強い市町村づくり
「奈良モデル」の実行をはじめ、様々な分野において市町村との連携や協働の取組をより積極的に進め、力強い市町村づくりを進める。

1. 基本的な事項

(1) 五條市の概況

① 沿革

本市は、昭和 32 年 10 月 15 日に市制施行した「五條市」と、昭和 34 年 4 月 1 日に町村合併推進法により発足した「西吉野村」及び明治 22 年の市町村公布により発足した「大塔村」が平成 17 年 9 月 25 日に合併し、新しく「五條市」として発足したものである。

② 位置

本市は奈良県の南西部に位置し、北は御所市と大阪府河内長野市、千早赤阪村、西は野迫川村と和歌山県橋本市、南は十津川村、上北山村、東は大淀町、下市町、黒滝村、天川村に隣接している。

北緯 34 度 20 分、東経 135 度 41 分に位置し、経度的にはほぼ日本の中央部にあたる。

面積は 292.02Km² で、奈良県の 7.9%を占めている。

③ 自然的条件

本市の北部は金剛生駒紀泉国定公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されており、四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、熊野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有している。

本市の中南部には、国の特別天然記念物に指定されているカモシカが生息する。また、大峰山脈の稜線近くで国指定天然記念物のオオヤマレンゲが、西吉野町の一部では奈良県指定天然記念物のフクジュソウが、それぞれ自生している。一方、北部には奈良県指定天然記念物の暖地性植物「籠（へら）の木」もあり、南北に長い市域には多様な生態系が見られる。なお、本市南東部の吉野熊野国立公園の区域は、大台ヶ原・大峯山・大杉谷生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）として国連教育科学文化機関（ユネスコ）に登録されている。

気候は北部地域では比較的温暖で少雨であるのに対して、南部地域では標高が高いため、夏季は冷涼で降水量が多く、冬季は寒冷で降雪がある。

④ 歴史的条件

本市には、奈良時代の創建とされる榮山寺や、井上内親王・他戸親王などを祀る御霊神社等の社寺、南北朝時代の賀名生皇居跡、五條猫塚古墳に代表される近内古墳群等の遺跡など、古代・中世の貴重な文化財が数多く伝えられている。また、江戸時代後期には、市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、このころから南和地域の政治・行政の拠点としての役割を果たしてきた。

市内には和歌山につながる「紀州街道」や、大阪につながる「河内街道」、奈良につながる「下街道」、三重につながる「伊勢街道」、紀伊山地を南北に貫く「西熊野街道」、さらにはかつて水運が盛んであった吉野川などがあり、交通の要衝として古くから多くの人々や文化の往来を育んできた。旧紀州街道の新町通り沿いには、江戸時代以降の町家が残り、当時の面影を今に伝えており、平成 22 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

さらに、市の南東部の山岳地帯には、古代以来の修験道の行場である「大峯奥駈道」があり、熊野古道等を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成 16 年にユネスコ世界文化遺産として登録されている。

また、明治末期、五條市から十津川村をつたい新宮市までを結ぶ「五新鉄道」の建設が昭和 12 年から着工されたが、太平洋戦争により工事が中断し、完成することなく吉野川横断の橋脚、生子トンネルなどの遺構がそのまま残っている。現在は、五新鉄道の新たな活用に向けて検討が進められており、平成 29 年には、西吉野町で「未成線」をテーマとした全国初のサミットが開催され、全国各地から 6 つの未成線団体が集まった。

⑤ 社会的条件

広域幹線道路として、北部地域において京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備が進められている。そのうち五條道路については平成 18 年 6 月から 2 車線暫定供用開始しており、また、大和御所道路（御所区間）についても暫定供用開始しているところである。その他、和歌山県新宮市までを結ぶ国道 168 号、御所市や和歌山県の橋本市に向かう国道 24 号、大阪府の河内長野市に向かう国道 310 号、吉野郡に向かう国道 370 号などの道路が整備されている。一方、生活道路においては、整備が十分でないところもあり、広域幹線道とのアクセス改善などが重要な課題となっている。

鉄道については、JR 和歌山線により大阪、奈良、和歌山と結ばれている。

また、本市は地域によって生活経済圏が異なる状況が見られる。白銀南地区及び宗桧下地区は、県道下市宗桧線の沿線に位置することから、従来から下市町、大淀町が生活経済圏になっている。一方、白銀北地区は県道赤滝五條線と県道平原五條線、また、宗桧上地区は県道勢井宗川野線、同じく宗桧中地区及び賀名生地区は国道 168 号の沿線にあるため、本市中心部が生活経済圏になっている。大塔地域においては、国道 168 号及び県道篠原宇井線沿道に多くの集落があり、本市中心部が主な生活経済圏となっている。

合併後の西吉野地域、大塔地域を含め五條市全体において過疎が進んでおり、地域の生活を支える移動手段の確保に向けて、公共交通の利便性向上を目指した路線再編等に継続的に取り組んでいる。

⑥ 経済的条件

農業は本市の北部地域において、林業は南部地域において重要な産業となっており、農家戸数、林家戸数の県全体に占めるシェアはそれぞれ、7.4%（2020 年農林業センサス）、7.5%（令和 5 年奈良県林業統計）と、人口の対県シェア（2.1%：令和 2 年国勢調査）に比較して大きくなっている。特に農業は、国営総合農地開発事業の実施により、全国でも屈指の柿の生産地となっている。しかし、農産物の輸入自由化が進むなかで、柿や梅などの果樹農業は、国内産地間の競争の激化や消費動向の多様化に加え、近年の猛暑や降水量の不安定化による水不足等の影響も受け、その生産環境は一層厳しさを増している。今後は、柿・梅の一次産品としての生産にとどまらず、農産物加工品の開発による高付加価値化、果樹栽培品目の拡充、観光農業の推進などにより、新たな農業需要の創出を図る必要がある。

一方、林業においても、木材価格の低迷、就労者の高齢化、後継者不足など、取り巻く環境は

厳しい状況が続いており、それらを改善するため、林業生活基盤の整備、観光林業の展開、間伐材を活用した木工品や新素材の開発、特用林産物の振興などに取り組む必要がある。

工業については、木材製品、機械製品、プラスチック製品の製造業が中心であり、テクノパーク・ならへの企業の誘致等による工業の振興策が行われ、令和 6 年の経済構造実態調査（製造業事業所調査）によると事業所数、年間製造品出荷額の県全体に占める割合は、それぞれ 5.2%、5.3%となっている。

商業については、JR 五条駅周辺の商店街及び幹線道路沿道における商業施設が主なものとなっている。なお、令和 3 年の経済センサス活動調査によると年間販売額の対県シェアは卸売業 2.6%、小売業 1.3%となっており、人口の対県シェア（2.1%：令和 2 年国勢調査）と比較すると小売業のみ下回っており、小売業においては購買力が地域外に流出していることがうかがえる。

観光産業については、豊かな自然資源、歴史・文化資源を背景とし、様々な観光振興策等により、多くの観光客がこの地域を訪れている。新型コロナウイルスの影響により令和 2 年の観光入込客数は減少しているが、令和 4 年には回復しつつある。

⑦ 過疎の状況

<人口の動向>

五條市の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 43,477 人であったのが、昭和 60 年において 39,600 人にまで減少し、その後、平成 7 年にかけて 40,871 人にまで増加したものの、平成 12 年国勢調査では、39,928 人と再び減少に転じ、令和 2 年国勢調査では 27,927 人と人口減少が続いている。また、平成 7 年国勢調査以降、65 歳以上の高齢者数が 14 歳以下の年少者数及び 15～29 歳の若年者数の合計を上回っており、少子高齢化が確実に進行している。

かつて基幹産業であった林業の低迷や雇用に大きく結びつく他の産業が無く、交通の不便さも加わり若者の流出に歯止めがかからないことが過疎化の主な要因となっている。

<過疎地域の指定状況とこれまでの対策の成果>

本市は、従来から過疎地域に指定されていた「旧西吉野村」、「旧大塔村」との合併により、「過疎地域自立促進特別措置法」第 33 条第 1 項の適用を受け、市全域がみなし過疎地域に指定され、その後、平成 29 年の法改正により、市全域が過疎地域に指定された。

これまでの過疎地域対策では、道路、下水道、簡易水道、公営住宅、消防・防災および地場産業や観光振興など、社会基盤や定住環境の整備に努め、一定の成果が上がっている。

一方、人口減少や高齢化の進行、気候変動等による災害リスクの高まりなど、変化の激しい社会情勢の中においては、市民の生活基盤を将来にわたり維持・更新していくことが重要であり、更なる生活環境の整備や地域の特色ある資源を活用した魅力ある産業づくりなど、自立的な地域社会の形成に向けたハード・ソフト両面からの取組が求められている。

⑧ 社会経済の発展方向

五條市では、平成 20 年に第 5 次五條市総合計画を策定後、平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、平成 27 年に「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向けて施策を推進してきた。また、近年

の災害の頻発化・激甚化を背景に平成 25 年度に制定された「国土強靱化基本法」第 13 条では、市町村は国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画が策定できるとされている。

これらの計画を一体的に策定することで市がめざす方向性を明確化し、実行力のある計画とするために令和 7 年 3 月「五條市ビジョン【第 2 版】」を策定した。

「五條市ビジョン」では、本市のまちの将来像を『「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』と定め、五條市の地域の宝、そしてそれらを大切にしながら生活する人々の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を継続的に高めていくことを掲げている。また、五條市の基本理念として「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」「第二條 安心して定住できるまちをつくる」「第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる」「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」の 5 つを掲げ、まちづくりを進めている。

これらのまちづくりの方向性を踏まえ、地域特性や人材、各種資源を有効に結び付けながら、地域間の連携を強化するとともに、県とのまちづくりに関する包括協定による県との連携及び協働、周辺市町村との連携を強め、南和地域における交流拠点として活力と魅力を創造していくことが、本市発展の方向性であると考えている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本市の人口推移を見ると、昭和35年から減少傾向を示しており、令和2年国勢調査では27,927人にまで減少している。減少率で見ると、平成2年から平成17年の15年間で6.3%であるのに対して、平成17年から令和2年の15年間で25.3%と、減少率が大きくなっている。

年齢別での推移をみると、15歳から29歳までの若年者比率は昭和45年から減少している一方、65歳以上の高齢者比率は、昭和35年から増加を続けており、令和2年では、若年者比率7.5%、高齢者比率37.1%と、全人口の3割以上が高齢者となっている。

最近の人口推移を見ると、五條市全体では、令和2年には29,860人（住民基本台帳3月31日現在）であったが、令和7年には26,719人（住民基本台帳3月31日現在）となり、5年間での増減率は、▲10.5%となっている。

なお、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」推計人口によると、本計画の目標年次である令和12年の65歳以上の高齢者比率は、49.9%になると予測されるなど、さらに高齢化が進行することが想定される。

表 1.1 人口の推移

区分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	40,892	39,869	▲2.5%	37,375	▲6.3%	30,997	▲17.1%	27,927	▲9.9%
0～14歳	9,093	7,433	▲18.3%	4,909	▲34.0%	3,019	▲38.5%	2,049	▲32.1%
15～64歳	27,358	26,089	▲4.6%	22,886	▲12.3%	17,444	▲23.8%	13,295	▲23.8%
15～29歳(a)	9,306	7,410	▲20.4%	6,077	▲18.0%	4,186	▲31.1%	2,091	▲50.0%
65歳以上(b)	4,435	6,308	42.2%	9,580	51.9%	10,528	9.9%	10,360	▲1.6%
(a)/総数 若年者比率	22.8%	18.6%	-	16.3%	-	13.5%	-	7.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	10.8%	15.8%	-	25.6%	-	34.0%	-	37.1%	-

(資料) 国勢調査

表 1.2 最近の人口推移

区分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	増減率	実数(人)	構成比	増減率
総数	32,899	-	29,860	-	▲9.2%	26,719	-	▲10.5%
男	15,677	47.7%	14,195	47.5%	▲9.5%	12,786	47.9%	▲9.9%
女	17,222	52.3%	15,665	52.5%	▲9.0%	13,933	52.1%	▲11.1%

(資料) 住民基本台帳

表 1.3 人口の見通し

	和暦	総数(人)				割合(%)		
		総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
実績値	昭和45年	41,546	9,639	28,043	3,864	23.2	67.5	9.3
	昭和50年	40,892	9,093	27,358	4,435	22.2	66.9	10.8
	昭和55年	40,089	8,293	26,635	5,150	20.7	66.4	12.8
	昭和60年	39,600	7,811	26,200	5,566	19.7	66.2	14.1
	平成2年	39,869	7,433	26,089	6,308	18.6	65.4	15.8
	平成7年	40,871	6,951	26,278	7,631	17.0	64.3	18.7
	平成12年	39,928	6,066	25,077	8,785	15.2	62.8	22.0
	平成17年	37,375	4,909	22,886	9,580	13.1	61.2	25.6
	平成22年	34,460	3,937	20,550	9,973	11.4	59.6	28.9
	平成27年	30,997	3,019	17,444	10,528	9.7	56.3	34.0
	令和2年	27,927	2,049	13,295	10,360	7.3	47.6	37.1
推計値	令和7年	24,364	1,937	12,033	10,394	8.0	49.4	42.7
	令和12年	21,360	1,564	9,814	9,982	7.3	45.9	46.7
	令和17年	18,573	1,263	7,985	9,325	6.8	43.0	50.2
	令和22年	15,941	1,035	6,335	8,570	6.5	39.7	53.8
	令和27年	13,478	837	5,066	7,576	6.2	37.6	56.2
	令和32年	11,269	665	4,073	6,530	5.9	36.1	57.9
	令和37年	9,301	525	3,321	5,455	5.6	35.7	58.6
	令和42年	7,601	417	2,666	4,518	5.5	35.1	59.4
令和47年	6,151	333	2,093	3,725	5.4	34.0	60.6	

(資料) 人口ビジョン

② 産業の推移と動向

本市は、国営総合農地開発事業の実施により、全国屈指の生産量を誇る柿栽培を中心とした農業に特色を有しているが、農業就業者の高齢化や後継者不足の深刻化などにより、農家数は減少傾向にある。

林業においては、市内の林家経営規模は零細であることに加え、木材価格の低迷、就労者の高齢化、後継者不足などの問題により、その取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

工業は、従来従業員1人～3人程度の零細事業所が多いことが特徴であったが、近年テクノパーク・ならに加えて南大和テクノタウン(北宇智工業団地)も開発され、企業誘致もほぼ完了し、従業員30人以上を有する事業所が増加している。また、製造品出荷額も最近の景気動向に影響されながらも、比較的堅調に推移している。

商業は、JR 五条駅周辺の商店街及び幹線道路の沿道を中心に展開されているが、商店街では空き店舗が増加し、店舗数や販売額は減少し続けている。中心市街地の幹線道路の沿道では、チェーン店の微増はあるものの、従業員1人～3人の小規模店舗が大半を占めている状況にある。

観光面では、世界遺産に登録された大峯奥駈道をはじめ、美しい河川や山岳、特色ある歴史資源に加え、温泉施設を有しており、これらにふれ親しむことを目的とする観光客は、平成23年の紀伊半島大水害や令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により減少したものの、令和6年度は約30万人が訪れている。

産業別就業人口の動向では、第一産業の就業人口比率は、昭和40年から平成2年まで減少し続けその後は約15%で推移している。第二次産業の就業人口比率は、平成2年までは増加傾向

を示していたが、平成7年から減少に転じ、令和2年では24.5%となっている。第三次産業の就業人口比率は、増加傾向を示しており、令和2年では59.2%となっている。

なお、昭和60年以降は、就業人口の5割以上が第三次産業従事者となっている。

今後は、人口の減少に伴い、就業者人口総数は減少し続けることが予想される。また、産業別就業人口構成比では、第一次産業人口の構成比がさらに減少することが予想され、良好な山野をいかに維持していくのかが課題となる。

このような状況から、農業と観光の融合など、自然環境の保全を重視しつつ、未利用地の活用と土地の高度利用を図り、都市機能と自然環境が調和する機能的な産業構造の確立が望まれている。

表 1.4 産業別人口の動向

区分	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総数	19,169人	-	20,794人	8.5%	18,889人	▲9.2%	18,768人	▲0.6%
第一次産業 就業人口比率	38.3%	-	33.3%	-	25.8%	-	23.4%	-
第二次産業 就業人口比率	20.8%	-	25.7%	-	26.2%	-	27.0%	-
第三次産業 就業人口比率	40.8%	-	41.0%	-	47.9%	-	49.5%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総数	18,652人	▲0.6%	18,775人	0.7%	19,713人	5.0%	18,545人	▲5.9%
第一次産業 就業人口比率	20.6%	-	17.5%	-	15.7%	-	14.6%	-
第二次産業 就業人口比率	27.8%	-	30.7%	-	30.5%	-	29.6%	-
第三次産業 就業人口比率	51.1%	-	50.9%	-	52.7%	-	55.7%	-

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率	実数比率	増減率
総数	17,292人	▲6.8%	15,086人	▲12.8%	14,549人	▲3.6%	12,528人	▲13.9%
第一次産業 就業人口比率	15.2%	-	14.3%	-	15.5%	-	15.2%	-
第二次産業 就業人口比率	26.9%	-	24.4%	-	24.7%	-	24.5%	-
第三次産業 就業人口比率	56.9%	-	58.8%	-	58.7%	-	59.2%	-

(実数比率は分類不能を含むため、必ずしも100%にはならない)

(資料) 国勢調査

(3) 行財政の状況

① 財政の現況と動向

普通会計の令和6年度決算は、歳入総額 20,219,038 千円、歳出総額 19,472,744 千円で、歳入歳出差引額は 746,294 千円、実質収支は 683,515 千円である。歳入総額及び歳出総額の推移を見ると、平成22年度から平成27年度で歳入 8.0%、歳出 12.3%、平成27年度から令和2年度では歳入 18.2%、歳出 18.1%と増加していたが、令和2年度から令和6年度にかけては、歳入▲19.7%、歳出▲20.1%といずれも減少している。

歳出の内訳では、義務的経費が歳出総額に占める割合は、平成22年度 53.4%、平成27年度 41.8%、令和2年度 36.7%と減少傾向となったが、令和6年度には 50.0%となり、再び増加に転じている。一方、投資的経費は平成22年度 12.0%、平成27年度 15.4%、令和2年度 20.7%と増加していたものの、令和6年度は 6.8%と大きく減少している。

財政指標の状況では、財政力指数が、平成22年度 0.36、平成27年度 0.35、令和2年度 0.36、令和6年度 0.34と概ね横ばいで推移しており、地方交付税交付金への依存度が高い厳しい財政状況が続いている。実質公債費比率は、長期的に減少傾向にあり、平成29年度から令和元年度にかけて一時的に上昇したものの、令和6年度は 8.3%となっている。経常収支比率は、平成22年度の 86.3%から微増減を繰り返しながら令和6年度には 93.2%まで上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる。地方債現在高は、平成22年度から平成27年度まで減少していたが、令和2年度にかけて増加し、令和6年度には再び減少傾向となっている。

以上のことから、今後とも有利な財源の活用を図るとともに、自主財源の確保に努め、引き続き事務事業の見直しによる歳出削減を進めることで、健全で持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

表 1.5 財政の状況

(単位：千円、%)

	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	19,737,859	21,310,500	25,191,669	20,219,038
一般財源	12,104,093	11,960,221	11,963,397	12,721,352
国庫支出金	2,181,697	2,770,662	5,553,112	2,915,891
県支出金	1,240,913	1,182,200	2,217,787	1,432,424
地方債	1,725,000	3,776,600	3,986,226	820,900
うち過疎対策事業債	198,100	2,022,200		698,700
その他	2,486,156	1,620,817	1,471,147	2,328,471
歳出総額 B	18,387,105	20,640,849	24,381,820	19,472,744
義務的経費	9,815,747	8,627,429	8,958,723	9,736,459
投資的経費	2,199,369	3,171,854	5,037,364	1,318,867
うち建設事業	2,117,512	3,089,119	4,876,659	1,149,665
その他	6,371,989	8,841,566	10,385,733	8,417,418
過疎対策事業費	343,679	2,393,218		1,446,754
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,350,754	669,651	809,849	746,294

翌年度へ繰り越すべき財源 D	301,057	63,946	46,791	62,779
実質収支 C-D	1,049,697	605,705	763,058	683,515
財政力指数	0.36	0.35	0.36	0.34
公債費負担比率	25.2	21.3	21.8	19.8
実質公債費比率	17	14.1	13.4	8.3
起債制限比率	14.8	-	-	-
経常収支比率	86.3	92.8	95.1	93.2
将来負担比率	170.1	119.7	120.9	54.5
地方債現在高	28,072,146	25,250,304	28,759,394	23,853,751

(資料) 五條市

② 施設の整備水準の現況と動向

市道の改良率は、令和6年度末において37.2%と低く、舗装率は77.3%となっている。

林野1haあたりの林道延長は、令和6年度末で4.4m/haとなっている。

水道普及率は、令和6年度末で99.9%となっているが、大塔地域では低くなっている。

水洗化率は、令和6年度末で81.3%となっており、さらに整備を進める必要がある。

人口千人あたり病院、診療所の病床数については、令和6年度末で3.2床である。

学校の危険校舎面積比率は、令和6年度末において、小学校で0%、中学校で2.8%であり、中学校における危険校舎対策を進めていく必要がある。

表 1.6 主要公共施設等の整備状況

	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	令和元年度末	令和6年度末
市道					
改良率(%)	14.2	19.9	25.7	34.9	37.2
舗装率(%)	26.6	72.1	74.3	76.2	77.3
農道					
延長(m)	-	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-	-	-
林道					
延長(m)	52,691	70,517	85,857	94,283	94,685
林野1ha当たり林道延長(m)	2.4	2.6	4.0	4.4	4.4
水道普及率(%)	80.0	84.9	94.7	99.9	99.9
水洗化率(%)	5.9	11.4	42.3	78.7	81.3
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	3.4	3.5	5.5	3.5	3.2

(資料) 五條市

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域については、昭和45年以来、これまで5次にわたる特別立法により、各般の対策が展開されてきた結果、各種公共施設の整備や交流人口の増大等に一定の成果をあげてきたが、過疎地域からの人口流出は止まっておらず、引き続き厳しい状況にある。

こうした中、本市は、県平均を上回るペースで高齢化が進行しており、保健・福祉・医療に対する住民ニーズが増大・多様化するなど、今後ますます行政需要が増大していくものと見込まれ、住民と行政がともに地域を支えていく取組が重要となっている。

しかし、過疎化の進む地域では、住民相互の互助活動などが機能しなくなり、さらには集落の維持が行えなくなることも考えられる。

近年の社会潮流として、人々の価値観や生活の多様化、SDGs（持続可能な開発目標）への取組意識が高まり、地方回帰の動きは、現在は選択肢の一つとして定着しつつある。また、地震や局地的集中豪雨、台風等による大規模災害が全国各地で起こっており、本市においても、平成23年に紀伊半島大水害により甚大な被害に見舞われ、特に中山間地域での自然災害に対する備えの重要性が認識されている。

奈良県においては、「奈良県過疎地域持続的発展支援方針」で、①住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり、②訪れてみたいくなる地域づくり、③力強い市町村づくり、の3つを柱として、人が集まる「拠点の形成」と「人材の確保・育成」を推進することとしている。

また、「奈良県南部・東部振興基本計画」では、上記の方針に基づき、「1. 住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり」「2. 訪れてみたいくなる地域づくり」「3. 力強い市町村づくり」を戦略の3本柱に位置づけ、まちづくりに取り組んでいくこととしている。

これらの戦略のもと、「産業の振興及び雇用の創出」「住民の福祉の向上及び生活の安定」「防災・減災対策の推進」「魅力ある地域づくりの推進」「デジタル社会の形成の推進」「力強い市町村づくり」「脱炭素社会の実現」の7つの基本的施策を展開するとともに、「拠点の形成」「人材の確保・育成」「定住・交流の促進」「市町村との連携」「情報発信」の5つを、目標実現に向けた戦術として掲げている。

一方、本市では「五條市ビジョン」において、「1) 子どもを育てたいまちをつくる」「2) 安心して定住できるまちをつくる」「3) 地域資源を活かした産業のまちをつくる」「4) 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」「5) すべての人が社会参加するまちをつくる」の5つの基本目標を定め、まちづくりに取り組むこととしている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、これら5つの基本目標を実現するための具体的な取組として位置づけられており、各目標に対応した5つのプロジェクトを設定している。

以上、社会潮流や県の方針、計画、五條市の上位計画を踏まえ、国や県、周辺市町村との支援・協力関係を強化しながら、地域の活性化と持続的発展を図るため、基本方針として以下の3つを掲げることとする。

① 地域資源を最大限に活用した交流の促進

本市は、多彩な自然に恵まれるとともに、貴重な文化財や伝統文化などを数多く有している。特に、大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークや、世界文化遺産の構成資産である大峯奥駈道などの国内外に誇れる自然環境と文化資源の保全と様々な分野への積極的活用が求められる。

本市では京奈和自動車道、五條新宮道路等の整備により、高野・熊野への入口としての側面など、交通の要衝としての特性が強化されていることから、それら地域資源の観光交流面での活用が大いに期待されることである。

そのため、各観光交流施設、地域資源のPRや魅力化を進める一方、案内機能、誘導機能、滞在機能などの各種交流基盤の整備を推進する。

② 市の活力を創造する産業の振興

本市の自立促進を図っていく上で、地域産業の振興を図り、地域内で雇用を創出していくことが重要な課題となっている。

本市は柿の産地として優良農地が整備され、既に大規模な共同選果場、奈良県果樹・薬草研究センターの整備が行われていることから、柿を中心とした果樹産業の更なる振興を進めながら、今後は農林業、商工業、観光レクリエーション産業などにおいても多彩な地域資源を活用し、地域の魅力を高め、人・物の交流を活発化させ、安定した雇用及び所得の確保に取り組んでいく必要がある。

そのため、果樹を含む第一次産業の経営安定化や工業団地への企業誘致、商店街の魅力化などの個別対策に加え、地域の第一次～第三次産業の連携による新たな地域ブランドとなる特産品の開発や体験交流の場づくり、後継者問題に対応した人材発掘と育成などの振興方策を推進する。

また、自然環境や地域景観を損なわず、環境に配慮した分野での新業種の創出を促進する。

さらに、これらに関連する特色ある地域産業の育成や雇用の創出など多様で力強い産業を振興するまちづくりを目指す。

③ 都市基盤・生活環境の整備

本市は広大な面積を有し、田園や果樹園の広がる地域や森林に抱かれた山間地域など、自然環境や気候条件等に多様性を有している。さらに各地域には、様々な時代に生み出された歴史的な資源を数多く有していることから、自然や歴史とのふれあいを通じ、便利さだけでなく、精神的な豊かさを持って暮らせる多様な環境や資源を備えている。

こうした地域の有する多様性を活かしながら、住民が生涯にわたって自主的に学ぶことができる環境整備に努める。また、児童・生徒達が学校教育を中心に、先人が培ってきた歴史や文化、規範を継承し、ふるさと学習を進め、時代の変化や困難の中から社会を生き抜く力、地域や他者を思いやる心、未来を拓こうとする意志と実践力を育むとともに、学校と地域・家庭が一体となった教育の充実に努める。

情報通信環境に関する地域間格差の解消や、大規模災害発生時に迅速に対応できるよう、陸上自衛隊駐屯地の誘致を含めた防災体制や救急体制の強化なども積極的に推進し、都市基盤や生活環境の充実した快適なまちづくりを進めていく。

また、少子・高齢社会が進展するなかで、保健・医療・福祉の一体化によるサービスの高度化、効率化を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で互いにいたわり、助け合い、安心して暮らすことができる取組を推進する。さらに、子どもを生み、育てるための環境を整備するなど、地域における子育て支援の推進を図り、すべての住民が健やかに暮らせるよう、やさしさとぬくもりのあるまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づいて地域の持続的発展を進めていくにあたり、五條市ビジョンの総合戦略に記載された KPI から、特に本計画と関連性が高いものを基本目標に位置付ける。また、それぞれの施策、事業が実施された場合の市全体の基本目標として五條市ビジョンで示された将来人口である、「令和 12 年で 21,851 人」を位置付ける。

① 地域資源を最大限に活用した交流の促進

地域資源を活用した交流の促進に向け、関係人口増加の入口となり得る、ふるさと納税「体験型返礼品」の申込件数について、令和 6 年度の実績である 92 件を、5 年後の令和 11 年に 160 件以上とすることを旨とする。

② 市の活力を創造する産業の振興

地域資源をいかした産業振興に向け、自治体が金融機関と協調して民間投資を公費により助成するローカル 10,000 プロジェクトとして廃校舎を利用した農福連携事業が進められている。障害者を雇用した農産物の加工・販売、運動場跡地を利用した交流人口増加、農業体験での新規就農者の増加を目指している。令和 8 年度以降の障害者雇用について、2 人以上とすることを旨とする。

③ 都市基盤・生活環境の整備

子育て関連の支援施策等の推進により、子ども女性比^{*}の微増傾向を継続させることを目標とし、令和 11 年における目標値は 0.125 と設定する。

また、防災体制の強化なども積極的に推進していくことから、従来の展示型訓練に加え、市民参加型防災訓練を実施し、市民の防災意識向上を目指す。

※子ども女性比：ある年の 0～4 歳の人口（男女計）を、同年の 15～49 歳女性人口で割った値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、本市最上位計画である「五條市ビジョン」を効果的に推進するにあたり、幅広く意見を聴取するために設置された「五條市ビジョン推進懇話会」を活用し、毎年度外部評価を実施する。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本市では、空き家を活用した定住促進として、「五條新町通り」の町家をはじめとする多様な住宅資源を活用し、民間委託による「空き家バンク」を運営するなど、官民連携による移住・定住促進に取り組んできた。また、奈良県と連携した移住支援金制度により、東京圏からの移住者の受入促進を図っている。

一方で、人口減少や高齢化の進行により、空き家の増加や地域の担い手不足が顕在化しており、移住希望者と地域ニーズとのミスマッチ、就業機会の限定性といった課題も見られる。さらに、コロナ禍を契機とした地方回帰の動きは一定程度落ち着きを見せつつあり、この流れを一過性のものとせず、持続的な移住・定住につなげていくための取組強化が求められている。

このため、地元企業と若者とのマッチングの強化、首都圏等に向けた効果的な情報発信、過疎地域における雇用の場づくりやUIJターン、起業・創業支援を一体的に推進する必要がある。

② 地域間交流

本市では、歴史資源や観光資源をいかした観光施設整備等を進め、交流人口の拡大に努めてきた。しかしながら、観光客数は回復基調にあるものの、滞在時間の短さや周遊性の不足、観光消費額の伸び悩みといった課題が依然として残っている。

また、文化・産業・歴史等を通じて交流都市協定を締結してきた自治体との交流については、さらなる内容の充実や市民レベルでの交流拡大が求められている。行政主導にとどまらず、市民や民間団体が主体的に参画し、地域の個性をいかした交流活動を展開できる環境整備が課題となっている。

③ 人材育成

地域づくりを持続的に進めるためには、地域を牽引するリーダー人材や、専門的知見を有する外部人材の確保・育成が不可欠である。しかしながら、過疎化の進行により、地域活動の担い手不足や次世代の人材育成が大きな課題となっている。

このため、地域内外の人材をつなぐコーディネート機能の強化や、地域で活躍できる仕組みづくりを進める必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

- 空き家を移住希望者の住居として活用するとともに、シェア・オフィスやサテライト・オフィス等、ICTを活用した新たな就労の場としての整備を積極的に推進する。
- 特に、手に職を持つ若者やテレワークが可能な人材を主なターゲットとし、就業支援と一体となった移住施策を展開する。
- 空き家等を改修したシェア・オフィス、コワーキングスペース等の整備に対する支援を推進し、起業・創業や多様な働き方を後押しする。

○特定地域づくり事業協同組合制度等の活用を促進し、地域で働きたい移住希望者と地域事業者とのマッチングを進め、安定した就労機会の創出を図る。

② 地域間交流

- 集客力の強化と交流機会の拡大を図るため、官民連携による取組を拡充するとともに、既存観光施設と地域資源との連携を強化し、周遊ルートの構築や交通基盤の充実を進める。
- 各種交流イベントを計画・開催し、内容の充実を図ることで、京阪神圏や中部圏等の大都市圏住民との民間交流の核となる行事として発展させる。
- 農山村や森林が有する多面的機能の保全と活用を進めるため、自然・文化・人との交流を楽しむ滞在型の余暇活動としてグリーンツーリズムを促進し、自然体験や農林業体験、市民農園等を通じた交流の活性化を図る。

③ 人材育成

- 地域おこし協力隊制度を活用し、地域活性化に意欲のある人材の移住を促進するとともに、活動に必要な研修や起業・就業支援を行うことで、地域を支える人材の育成・定着を図る。
- あわせて、地域内人材と外部人材が連携・協働できる体制を整備し、持続可能な地域運営につながる人材循環の仕組みづくりを進める。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 2.1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流促進事業	五條市	3-3-2 交流の促進

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本市の農業は、北中部を中心に展開され、気候・地質条件に恵まれた果樹栽培を基幹とし、柿（富有柿、刀根早生柿等）や梅をはじめ、梨、葡萄等が生産されている。特に国営総合農地を中心とした樹園地は全国有数の柿の産地として評価されており、ハウス柿では全国シェアの約8割を占めるなど、奈良県果樹・薬草研究センターにおける加工・生産技術研究、南部農林振興事務所による技術指導を通じて、高付加価値化や作目の多様化が進められている。

一方、南部地域では急峻で狭隘な耕地が多く、生産条件の制約から自給的農業が中心となっている。また、農産物価格の競争激化、消費者ニーズの多様化、安全・安心志向の高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

さらに、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、農地の維持・管理や経営の継続が課題となっている。加えて、近年では平野部を含めた有害獣被害の拡大、記録的な高温化・降水不足、害虫発生なども起こっており、安定的な農業経営への影響が懸念されている。

農村地域については、食料生産の場としての役割に加え、国土保全や景観形成、交流・教育の場としての多面的機能への期待が高まっており、これらをいかした地域活性化が求められている。

表 3.1 経営耕地面積

(単位：%)

地区別	0.5ha未満	0.5~1.0ha未満	1.0~2.0ha未満	2.0ha以上	合計
五條地区	0.0%	30.0%	10.0%	60.0%	100.0%
牧野地区	14.9%	58.3%	13.4%	13.4%	100.0%
北宇智地区	16.3%	41.9%	24.4%	17.4%	100.0%
宇智地区	10.5%	41.1%	26.3%	22.1%	100.0%
大阿太地区	6.3%	9.4%	28.1%	56.2%	100.0%
南阿太地区	3.1%	10.4%	24.0%	62.5%	100.0%
野原地区	7.2%	16.3%	30.6%	45.9%	100.0%
南宇智地区	4.6%	29.9%	44.8%	20.7%	100.0%
阪合部地区	9.2%	23.2%	10.6%	57.0%	100.0%
白銀地区	0.3%	1.4%	4.7%	93.6%	100.0%
賀名生地区	1.0%	5.4%	14.4%	79.2%	100.0%
宗桧地区	11.3%	15.1%	15.1%	58.5%	100.0%
大塔地区	-	-	-	-	-
合計	4.4%	14.3%	15.1%	66.2%	100.0%

(資料) 2020年農林業センサス

表 3.2 農家戸数と専業兼業の推移

	農業戸数 (戸)	専業		兼業		兼業の比率	
		農家数(戸)	比率	農家数(戸)	比率	第一種	第二種
昭和60年	3,046	695	22.8%	2,351	77.2%	21.2%	78.8%
平成2年	2,726	620	22.7%	2,106	77.3%	19.0%	81.0%
平成7年	2,541	627	24.7%	1,914	75.3%	18.1%	81.9%
平成12年	2,220	466	21.0%	1,288	58.0%	22.9%	77.1%
平成17年	2,241	451	20.1%	1,123	50.1%	22.7%	77.3%
平成22年	2,123	466	22.0%	992	46.7%	19.9%	80.1%
平成27年	1,877	503	26.8%	740	39.4%	22.4%	77.6%
令和2年	1,629	327	20.1%	706	43.3%	17.3%	82.7%

(平成12・17年については、専業及び兼業農家数に自給的農家数が含まれないため農業戸数と一致しない。)

(資料) 五條市統計情報・2020年農林業センサス

② 林業

本市の森林面積は21,663haに及び、南部山間地域を中心に林業が営まれている。森林の多くは戦後の拡大造林による人工林であり、間伐等の適切な施業が必要な林分が多く残されているが、木材価格の低迷や担い手の高齢化により、十分な管理が行き届いていない状況にある。

近年は森林組合による若年層の雇用促進等の取組が進められているものの、施業の継続には、木材の安定的な流通体制の構築や、間伐材・小径木の有効活用による収益確保が不可欠である。また、林道等の生産基盤整備や、就労環境の改善を通じた担い手の定着が引き続き課題となっている。

表 3.3 五條市の林業

森林面積 (ha)								全体計	林野率 (%)	林家数 (戸)
国有林				民有林						
人工林	天然林	その他	計	人工林	天然林	その他	計			
570	677	67	1,314	13,439	6,641	268	20,349	21,663	74	518

※四捨五入のため内訳と計は一致しない場合がある。(資料) 令和5年 奈良県林業統計

③ 商工業

本市の商業は、JR 五条駅周辺や幹線道路沿道を中心に展開されているが、個人経営の小規模事業者が多く、消費行動の変化や生活圏の広域化により、購買力の市外流出や商店街の空洞化が進行している。特に南部地域では、高齢化の進行とともに商業サービスの確保が課題となっている。

工業については、南大和テクノタウン（北宇智工業団地）等を中心に製造業の集積が進み、雇用創出や地域経済の基盤として重要な役割を果たしている。今後は、農林業との連携や地域資源をいかした新たな産業展開が求められている。

④ 観光レクリエーション産業

本市は、大峯奥駈道や吉野川、豊かな山岳・河川環境、社寺・史跡、伝統的な町並みなど、多様な自然・歴史・文化資源に恵まれている。また、大塔地域をはじめ、温泉施設や宿泊施設など、観光基盤が一定程度整備されている。

一方、観光資源の点在や施設の老朽化、周遊性や滞在型観光の不足などが課題となっており、高野・熊野の玄関口としての立地を十分に活かしきれていない状況にある。今後は、資源の磨き上げと連携強化、受入環境の向上が必要である。

⑤ 新たな産業分野の創出

人口減少と高齢化の進行により、地域産業の停滞や雇用機会の縮小が懸念されている。このため、若者が魅力を感じる産業の創出や、農林業・自然資源をいかした付加価値型産業、高齢社会に対応した産業の育成が求められている。

(2) その対策

① 農業

- 農協、県、関係機関と連携し、果樹農業や伝統作物、新規振興作物の生産・販売技術の向上を図るとともに、加工・直販による高付加価値化と販路拡大を推進する。
- 担い手確保と定住促進を目的に、就農支援、後継者育成、集落環境整備を一体的に進める。
- 観光農業や体験型農業を推進し、地域ブランドの確立と農業の魅力向上を図る。
- 鳥獣害対策として、防護柵整備や捕獲体制の強化を進めるとともに、五條市食肉処理加工施設を活用し、獣肉の地域資源化を図る。

② 林業

- 林道・作業道整備、機械化等により施業の効率化と労働環境の改善を図る。
- 林業従事者の就労環境整備や人材育成を進め、担い手の確保・定着を促進する。
- 林産物加工施設を活用し、間伐材等の付加価値向上と木材利用の拡大を図る。
- カモシカ防護柵整備等により、自然環境保全と林業振興の両立を図る。

③ 商工業

- JR 五条駅周辺を中心に、商業・交流・文化機能が融合した中心市街地の活性化を図る。
- 南部地域では、移動販売や生活支援サービス等により商業サービスの確保を図る。
- 工業分野では、食品加工業等への展開や異業種連携による新たな産業創出を促進する。

④ 観光レクリエーション産業

- 大峯奥駈道や高野辻ビューポイント整備等により、自然資源をいかした観光の充実を図る。
- 高野・熊野の中継拠点として、観光施設の機能強化、宿泊施設の長寿命化、五新鉄道跡等を活用した周遊ルート整備を推進する。
- 住民と来訪者が共に満足できる観光環境を創出し、官民連携・広域連携による観光振興と情報発信を強化する。

⑤ 新たな産業分野の創出

- 農林業・自然資源をいかした体験型観光やレクリエーション産業を育成する。
- バイオマス利活用による資源循環型社会の構築を推進する。
- 遊休公共施設等を活用したサテライト・オフィス誘致や起業支援を進める。
- 地域経済の持続的な成長を支える新産業の育成を進め、新商品開発や地域ブランド確立、戦略的な情報発信を行う。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 3.4 産業の振興にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業基盤整備事業	五條市	2-7-2 生活排水の適切な処理 3-1-1 農林業の振興
	林業	林業基盤整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	(4)地場産業の振興 加工施設	農林産物等加工施設整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設等整備事業	五條市	1-3-2 青少年健全育成の推進 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-4 魅力ある公園の整備 3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林漁業振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	商工業・6次産業化	商業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	情報通信産業	映像活用事業	五條市	3-3-1 観光の振興

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	観光	観光振興事業	五條市	3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	企業誘致	企業誘致・雇用対策事業	五條市	3-2-1 商工業の振興
	その他	林業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本市は、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、「五條市産業振興促進計画」をふまえて次の方針で重点的に進めていく。

- 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- 産業分野間連携に係る仕組みの構築の検討
- 地域資源を活用した地域ブランドの確立を視野に入れた、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の振興

表 3.5 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
五條市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信基盤

情報通信技術は、地理的条件による距離や時間の制約を克服し、過疎地域と都市部との地域間格差を是正する有効な手段である。特に、コロナ禍を契機とした社会変化や、今後の Society5.0 の進展を見据えると、教育、医療、福祉、産業、行政サービスなど、あらゆる分野において情報通信基盤の重要性は一層高まっている。

行政分野においては、国・県・市町村を接続する総合行政ネットワークや、県内全市町村を結ぶ奈良県防災行政通信ネットワークシステムが稼働しており、さらに県独自の高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」により、安定した情報通信環境が確保されている。同基盤については、災害時においても通信が途絶しにくい異経路化が進められ、信頼性の高い行政サービス提供が可能となっている。

一方で、観光・交流分野においては、スマートフォン等を活用した情報収集やキャッシュレス決済、デジタルコンテンツの利用が一般化しており、観光・交流施設や公共空間における Wi-Fi 環境の整備が引き続き求められている。また、携帯電話については、災害時の緊急連絡手段としての重要性が増す一方、市内の一部地域では依然として不感地域が残っており、解消に向けた取組が必要となっている。

さらに、効率的・効果的な行財政運営を進める観点から、防災、医療、福祉分野における情報通信技術の利活用や、AI・RPA 等の先端技術の導入、庁内ネットワークの高度化を進めていくことが課題となっている。

(2) その対策

① 情報通信基盤

- 地震や風水害等の大規模災害時においても迅速な情報伝達と救命・復旧活動が行えるよう、防災行政無線や防災行政通信ネットワークの機能強化を図り、情報の一元化と関係機関・地域住民等との連携による防災体制の構築を進める。
- 情報格差の是正を図るため、国・県や通信事業者と連携し、携帯電話基地局の整備促進や不感地域の解消に取り組むとともに、災害等による通信障害が発生した場合には、早期復旧が図られる体制の確保に努める。
- 観光・交流施設や公共施設への Wi-Fi 整備を推進するとともに、テレワークや副業、サテライト・オフィスの活用など、多様な働き方に対応可能な情報通信基盤の充実を図る。
- 在宅医療や遠隔診療、オンラインによる相談支援等の医療・福祉サービスの充実を図るとともに、ICT を活用したリモート授業やデジタル教材の活用など、教育分野における情報端末の普及促進と通信環境の整備を進める。
- 行政手続のオンライン化や、AI・RPA 等を活用した業務効率化を進め、市民サービスの向上と持続可能な行財政運営を図る。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 4.1 地域における情報化にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	情報通信基盤整備事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 4-3-1 新たな情報提供システムの構築
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	情報通信施設等管理事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 4-3-1 新たな情報提供システムの構築

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本市の広域幹線道路については、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備により、関西国際空港まで概ね1時間程度でのアクセスが可能となり、奈良県南部の玄関口として、交流人口の拡大や産業・観光振興における利便性が大きく向上している。今後は、国内外との交流促進や物流の円滑化に向け、その効果を最大限にいかすことが求められる。

また、五條市と和歌山県新宮市を結ぶ国道168号については、地域高規格道路である五條新宮道路として整備が進められており、紀伊半島地域における広域的な連携や防災・減災の観点からも、重要な道路ネットワークとなっている。加えて、国道169号（奈良中部熊野道路）をはじめとする県内主要路線との連携強化により、地域を支える骨格幹線道路ネットワークの形成が期待されている。

一方、県道については、改良率が低い路線も残されているものの、順次改良事業が進められており、引き続き安全性と走行性の向上が求められる。

市道については、延長が約802kmに達しているものの、幅員が狭く、舗装率や改良率が依然として低い状況にある。特に市南部の中山間地域では、集落間や主要施設、幹線道路を結ぶ生活道路の未整備や狭隘箇所が多く、通行の安全性や災害時の通行確保の面で課題となっている。

さらに、農道や林道についても、地区によって未整備路線が多く、農林産物の流通や生産活動の効率化に支障を来している。特に林道は、林業生産の基盤であるとともに、住民の生活道路、観光道路、災害時の迂回路・避難路として重要な役割を担っており、計画的な整備と改良が必要となっている。

表 5.1 道路の状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

道路路線名	道路 (m)	橋梁		トンネル		左のうち				総延長 (m)
		箇所数 (ヶ所)	延長 (m)	箇所数 (ヶ所)	延長 (m)	舗装済		改良済		
						延長 (m)	舗装率	延長 (m)	改良率	
国道 24 号	9,962	24	317	0	0	10,279	100%	10,279	100%	10,279
京奈和自動車道	1,741	29	6,217	4	968	8,926	100%	8,926	100%	8,926
国道 168 号	28,057	56	3,876	14	6,733	38,666	100%	31,560	81.62%	38,666
国道 309 号	238	2	36	0	0	274	100%	274	100%	274
国道 310 号	8,383	12	581	1	199	9,163	100%	9,130	99.64%	9,163
国道 370 号	4,197	4	29	0	0	4,226	100%	4,226	100%	4,226
五條吉野線	8,202	8	621	0	0	8,823	100%	5,767	65.36%	8,823
橋本五條線	3,422	6	33	0	0	3,455	100%	1,981	57.34%	3,455
五條高取線	1,103	1	10	0	0	1,113	100%	1,113	100%	1,113
平原五條線	9,568	9	184	0	0	9,752	100%	5,624	57.67%	9,752
赤滝五條線	18,504	10	198	0	0	18,702	100%	4,399	23.52%	18,702
北宇智停車場線	284	0	0	0	0	284	100%	0	0%	284
五條停車場線	231	0	0	0	0	231	100%	231	100%	231
吉野川公園線	1,545	4	112	0	0	1,657	100%	1,657	100%	1,657
西佐味中之線	4,845	11	289	0	0	5,134	100%	5,093	99.20%	5,134
二見御幸辻停車場線	2,406	1	8	0	0	2,414	100%	979	40.56%	2,414
阪本五條線	11,864	5	116	0	0	11,980	100%	4,449	37.14%	11,980
下市宗松線	4,915	17	366	2	111	5,392	100%	2,469	45.79%	5,392
勢井宗川野線	11,077	11	127	0	0	11,204	100%	1,723	15.38%	11,204
高野天川線	4,538	4	205	0	0	4,743	100%	827	17.44%	4,743
高野辻堂線	7,328	10	102	0	0	7,311	98.40%	2,014	27.11%	7,430
篠原宇井線	10,786	10	107	0	0	10,893	100%	194	1.78%	10,893
富田林五條線	2116	7	581	0	0	2,697	100%	2,697	100%	2,697
市道	793,165	490	7,138	12	1,887	620,224	77.32%	298,526	37.21%	802,190
農道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林道	93,551	137	1,089	1	45	56,511	59.68%	-	-	94,685

（資料）五條市等

② 公共交通

本市には、JR 和歌山線が市内を運行し 3 駅が設置されているほか、国道 24 号及び 168 号を幹線とする路線バスが運行されている。また、これらに接続するフィーダー系統として、コミュニティバスや予約制乗合タクシーが運行され、市内の地域公共交通網を形成している。

しかしながら、モータリゼーションの進行や人口減少、少子高齢化の進展により、路線バスの利用者は減少傾向にあり、収支悪化に伴い行政による財政負担によって運行が維持されている状況にある。路線バスの縮小や廃止に対応するため、コミュニティバスや乗合タクシーによる補完が進められているものの、これらを含めた行政負担の増大が大きな課題となっている。

一方で、高齢化が進行する中、通院や買物など日常生活を支える移動手段の確保は不可欠であり、バス停から離れた集落への対応や、より使いやすく効率的な地域公共交通網の再構築が求められている。

（2）その対策

① 道路

- 国道及び県道については、住民生活や産業活動、防災・減災の観点から重要な幹線道路であることから、骨格幹線道路ネットワークの形成に向け、整備促進及び機能強化を関係機関に要望する。
- 国道・県道に接続する市道の整備や、既存道路の改良を進めるとともに、集落、拠点施設、幹線道路を結ぶ狭隘な生活道路や集落内道路の整備・改修を計画的に推進する。
- 農産物や農業資材の円滑な流通を確保するため、基幹農道及びこれに接続する支線農道の拡

幅や改良整備を推進する。

- 林業生産の効率化や就労条件の改善を図るとともに、住民生活や観光、防災面でも有効に機能させるため、既存林道の改修整備や路網の充実を推進する。
- 老朽化が進行する道路施設については、定期点検に基づく計画的な修繕・更新を行い、予防保全型の維持管理への転換を図る。

② 公共交通

- バス事業者及びタクシー事業者と連携し、それぞれの特性をいかした路線・運行区域の役割分担を整理することで、路線バス、コミュニティバス、予約制乗合タクシー等を組み合わせた、利便性と効率性を両立する持続可能な地域公共交通網の構築を図る。
- 高齢者や交通弱者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通とするため、交通結節点やバス停留所の利用環境の改善、ノンステップ車両の導入促進、企画乗車券等による乗継負担の軽減を進める。
- 公共交通の利用促進を図るため、分かりやすい公共交通マップの作成や情報提供の充実を行うとともに、デマンド交通や公共ライドシェア等の新たな交通手段の導入についても検討を進める。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 5.2 公共施設の整備、交通手段の確保にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道整備事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
		通学路等交通安全対策事業	五條市	同上
	橋梁	橋梁整備事業	五條市	同上
	(2)農道	農道整備事業	奈良県	3-1-1 農林業の振興
	(3)林道	林道整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	(5)鉄道施設等 その他	鉄道施設等整備事業	五條市	4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通対策事業	五條市	2-6-1

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保
5 交通施設の整備、交通手段の確保	交通施設維持	トンネル整備事業	五條市	4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	その他	交通施設等整備事業	五條市	2-4-1 防犯体制の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	(10)その他	道路等交通環境整備事業	五條市	

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本市では、北部地域において上水道が供給されている一方、市南部を中心とした中山間地域では、簡易水道、飲料水供給施設等により水が供給されている。令和7年3月31日現在、簡易水道及び飲料水供給施設等は13施設あり、給水人口は1,944人となっている。

簡易水道等の供給地域は、急傾斜地に集落が点在しているため、数戸単位の小規模な取水施設が各地に設置されており、一部では依然として自家水道に依存している。自家水道については、大腸菌の検出や濁水など衛生面での課題が指摘されているほか、昭和期に整備された施設も多く、老朽化が進行している。加えて、人口減少や高齢化の進行により、地元組合による施設の維持管理が困難となっている地域も少なくない。

また、山林の管理不足や農地造成、道路整備等による自然環境の変化により、水源の涵養機能や保水機能が低下し、水量不足や水質悪化が生じている。一方で、生活様式の変化に伴う使用水量の増加や生活雑排水による水質への影響も懸念されている。

これらの課題に対応するため、五條市水道局を令和6年11月1日に設立された一部事務組合奈良県広域水道企業団に移行した。過疎地域における生活基盤確保の観点から、企業団と連携しながら、自家水道利用世帯を含めた安全・安心な飲料水確保に取り組んでいる。

表 6.1 簡易水道及び飲料水供給施設の現況（令和7年3月31日現在）

施設名	給水地区名	計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	施設能力（m ³ /日）
大深簡易水道	大深・田殿・阪合部新田の各一部	275	118	84.0
和田簡易水道	和田・向加名生・屋那瀬・北曾木の各一部	780	374	241.8
宗桧上簡易水道	勢井・西日裏・川股・平雄・茄子原の各一部	統合・予備	208	70.6
賀名生南簡易水道	黒淵・大日川の各一部	統合・予備	71	90.0
賀名生北簡易水道	滝・老野・江出・神野・屋那瀬・湯塩の各一部	統合・予備	254	168.1
白銀北簡易水道	奥谷・夜中・西新子・平沼田・湯川の各一部	統合・予備	528	297.3
白銀南簡易水道	唐戸・尼ヶ生・八ッ川・十日市・鹿場・城戸・陰地の各一部	統合・予備	158	45.6
宇井簡易水道	宇井・辻堂の各地区	137	40	71.8
小計（8か所）		1,192	1,751	
檜辻飲料水供給施設	檜辻地区の一部	95	41	26.0
阪巻飲料水供給施設	阪巻・西野の各一部	統合・予備	64	25.0
永谷飲料水供給施設	永谷・西野の各一部	71	37	20.8
殿野飲料水供給施設	殿野の一部	60	27	20.0
小計（4か所）		226	169	
天辻地区用水施設	天辻の一部	48	24	20.0
小計（1か所）		48	24	
合計（13か所）		1,466	1,944	

（資料）奈良県広域水道企業団 五條事務所

② 排水処理施設

本市では、北部の一部地域において公共下水道の整備が進められているものの、その他の地域では、一部に農業集落排水施設が整備されているにとどまっている。急峻な地形や集落の点在により、公共下水道の面的整備が困難な地域が多いことが主な要因となっている。

これらの地域では、合併処理浄化槽の計画的な整備が不可欠であり、併せて、既存の農業集

落排水施設については、老朽化対策や処理能力の確保に向けた計画的な改良及び機能強化が必要となっている。

今後は、地域の合意形成の状況や地理的条件、費用対効果を踏まえ、最適な排水処理方式を選択し、計画的な整備を進めていく必要がある。

③ ごみ処理施設

ごみ処理については、近隣市町と連携した広域処理体制により、効率的かつ環境に配慮した処理が行われている。また、中継施設であるエコ・リレーセンターごじょうの整備により、最終処理施設へのごみの運搬が円滑に行われている。

一方、SDGs に対する意識の高まりや循環型社会の形成に向け、ごみ排出量の削減や資源化のさらなる推進が求められており、市民一人ひとりの理解と協力を得るための継続的な啓発活動が課題となっている。

④ 消防防災施設

消防施設については、消防車両、ポンプ自動車、小型動力ポンプ、耐震性貯水槽、消防団格納庫等が配置されているが、道路整備の進捗や地域特性に応じた再配置が必要な地区や、設備の老朽化が著しい地区が存在している。

特に市南部の急峻な地形を有する地域では、水利の確保が困難であり、ダム湖や河川への緊急進入路の確保が課題となっている。また、奈良県広域消防組合との連携をより一層強化し、装備資機材や消防体制全体の充実を図る必要がある。

加えて、自主防災組織の育成や消防団員の確保・活性化を進めるとともに、住宅や建築物の耐震化を促進し、地域特性に即した防災体制の確立が求められている。

⑤ 空き家

平成 27 年度に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があることから、市内の空き家実態調査を行うとともに「五條市空家等対策協議会」を設置。多方面からの意見を聴取し、平成 30 年 3 月に策定した「五條市空家等対策計画」を基に空き家関連施策を推進しており、今後も、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が見込まれることから、引き続き、空き家の発生抑制、適切な管理、流通・利活用の促進等の取組を継続する必要がある。

⑥ 斎場

平成 19 年に竣工した斎場は、ほぼ通年運営をしており、休止できない施設であるため、建築物及び火葬炉等の設備機器の安定的稼働を確保する必要がある。

(2) その対策

① 水道

○奈良県広域水道企業団と連携し、市内過疎地域を含めた水道水の安定供給及び水質の安全確保が図られるよう、情報共有や協議を行う。

○簡易水道や自家水道を利用する世帯については、施設の適切な維持管理や水質確保に向けた

支援の在り方について検討し、地域の実情に応じた対応に努める。

② 排水処理施設

- 地域の状況や地理的条件に応じ、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の適切な方式を選択し、計画的な整備を推進する。
- 既設農業集落排水施設については、計画的な改良及び機能強化を行い、安定的な処理機能の確保を図る。

③ ごみ処理施設

- 分別収集の徹底や資源ごみのリサイクル推進により、ごみの減量化を図るとともに、生ごみや廃食用油等のバイオマス利活用を進め、資源循環型社会の形成を推進する。
- ごみ集積所の適切な管理や不法投棄防止対策を継続し、快適な生活環境の維持に努める。

④ 消防防災施設

- 耐震性貯水槽、小型動力ポンプ、消防車両、防災倉庫等の整備・更新を進めるとともに、進入路整備等により防災機能の充実を図る。

⑤ 空き家

- 空き家については、市民や事業者と連携・協力しながら空き家発生の抑制、流通や活用の促進、所有者による適切な管理の推進、管理不全な空き家に関する措置の実施など対策を総合的に推進する。

⑥ 斎場

- 斎場の安定的稼働を確保するため、建築物及び設備機器の現状把握を行い、長寿命化を見据えた修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施する。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 6.2 生活環境の整備にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	簡易水道設備整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給
	その他	統合原水供給施設整備事業	五條市	同上
	(2)下水処理施設			
			五條市	2-7-2 生活排水の適切な処理

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	公共下水道	下水道施設整備事業		
	地域し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの 推進
	(5)消防施設	消防施設等整備事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 2-5-2 消防体制及び活動の充 実
		消防車両整備事業	五條市	同上
6 生活環境の整 備	(7)過疎地域持続的発 展特別事業 生活	生活対策等整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給 3-5-2 生活環境の維持と保全
	環境	生活環境等整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの 推進
	危険施設撤去	危険施設撤去事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
	防災・防犯	防災対策等強化事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 3-5-2 生活環境の維持と保全
	その他	生活環境対策等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの 推進 2-6-3 火葬場・墓地の確保
	(8)その他	新市営墓地建設事業	五條市	2-6-3 火葬場・墓地の確保

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保育所及び児童館等

保育所については、園児数の減少や施設の老朽化により、施設の統合や適切な用地への新築・移転が必要となった。これを受けて、現在は幼保連携型認定こども園としての施設統合・整備を進め、教育・保育の質の確保と効率的な運営を図っている。

また、就労形態の多様化や核家族化の進行により、延長保育や乳児保育、一時預かり等へのニーズが高まっており、地域の実情に応じた柔軟な保育サービスの提供が求められている。

② 少子化対策の充実

本市においては、「五條市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を中心とした少子化対策に取り組んできたが、出生数の減少や若年世代の流出が続いており、少子化の進行に歯止めがかかっていない状況にある。

このため、結婚・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を充実させるとともに、五條市独自の施策を含め、より実効性の高い少子化対策を推進していく必要がある。

③ 高齢者福祉と障害者福祉

本市の高齢者人口（65歳以上）は、令和6年10月1日現在10,943人で、高齢化率は43.0%に達しており、今後もさらなる上昇が見込まれている。特に中南部の山間地域では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多く、安否確認や緊急時対応、日常生活支援など在宅福祉サービスの充実が強く求められている。

これまで、社会福祉協議会や地域ボランティアと連携し、在宅福祉サービスの提供に努めてきたが、高齢者の増加とニーズの多様化により、既存の体制のみでは対応が困難になりつつある。このため、県や周辺市町村との連携強化に加え、地域住民が支え手として参画する体制づくりを進める必要がある。

一方、元気で意欲的な高齢者も多く、豊かな経験や知識を活かして地域社会に参画できる機会を創出することで、介護予防や生きがいづくりにつなげることが求められている。

また、障害者（児）については、社会参加や就労の機会が十分とは言えず、家庭における介護・支援負担も大きい状況にある。障害者の高齢化や中高年期での障害発生も増加していることから、医療・保健・福祉が連携した支援体制の一層の充実が必要である。

今後は、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化を図るとともに、分野横断的な「断らない相談支援」や社会参加の促進を通じ、地域共生社会の実現を目指す必要がある。

表 7.1 高齢者人口と高齢者人口比率（10月1日現在）

	比率（％）	65歳以上人口（人）
平成29年	35.9	10,692
平成30年	36.8	10,736
令和元年	37.6	10,744
令和2年	38.6	10,756
令和3年	40.6	11,075
令和4年	41.5	11,040
令和5年	42.3	11,003
令和6年	43.0	10,943

（資料）奈良県年齢別人口

④ 健康増進、保健活動の充実

要介護状態の予防や健康寿命の延伸を図るためには、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要である。高齢化の進行や疾病構造の変化により、生活習慣病対策や介護予防の重要性が高まっている。

既存の健康福祉施設を活用した保健活動に加え、あらゆる世代を対象とした健康診断、健康相談、健康教育等を充実させるとともに、生涯スポーツや地域活動を通じた健康づくりの推進が求められている。

また、感染症対応や健康危機管理の観点から、保健師の役割は拡大しており、安定的な人材確保と体制強化が課題となっている。

（２） その対策

① 保育所及び児童館等

- 幼保連携型認定こども園を整備し、公私連携の取組を進めている。今後も地域の子育て支援拠点として、子育てを通じた市民交流の活性化を図り、全市的な子育て支援ネットワークの構築を推進する。
- 就労形態の多様化に対応し、乳児保育、延長保育、一時預かり等の子育て支援サービスの充実を図るとともに、児童館や放課後児童クラブ等の整備を進める。

② 少子化対策の充実

- 結婚活動支援や出産・子育てに係る経済的支援など、五條市独自の施策を展開し、少子化対策の充実を図る。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

③ 高齢者福祉と障害者福祉

- 保健・医療・福祉が連携した高齢者対策を推進し、在宅福祉サービスの充実と介護サービス基盤の整備を図る。
- ホームヘルパー等の人材確保やボランティアの育成を進め、地域における在宅介護サービスを支える体制を強化する。

- 高齢者や障害者が安心して生活できるよう、周辺市町村と連携した相互支援体制の構築と、地域住民による支え合い活動を推進する。
- 高齢者の社会参加や世代間交流を促進し、健康づくりや生きがいづくりにつなげる取組を進める。
- 障害者については、医療・保健・福祉が連携した在宅福祉サービスの充実を図り、社会参加と自立を支援する。

④ 健康増進、保健活動の充実

- 定期的な健康診断や各種検診の受診勧奨を行い、市民の健康意識の向上と健康行動の定着を図る。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診断・健康相談等の母子保健サービスの充実を図る。
- 保健師の人材確保と活動体制の強化を進め、地域における保健活動の充実を図る。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 7.2 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	(2)認定こども園	幼保連携型認定こども園整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実
	(3)高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉施設整備事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健福祉センター整備事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉推進事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	障害者福祉推進事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 2-3-3 障害者福祉の充実	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	健康増進推進事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの推進
	その他	保健福祉等推進事業	五條市	1-1-3 結婚支援の充実 2-1-2 地域医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療体制の確保

本市北部地域は、五條病院と市内医療機関が緊密に連携を図り、地域医療の提供体制が構築されているものの、高齢化の進行や慢性疾患患者の増加により、今後も継続的な医療体制の充実が求められている。

一方、南奈良総合医療センターは、県内の「へき地医療拠点病院」として位置付けられており、本市のみならず県南部地域全体のへき地医療対策の中核として、医師派遣や巡回診療等を担っている。

本市南部地域は山間部が多く、医療機関へのアクセスが限られていることから、市立診療所が住民にとって身近な医療機関として重要な役割を果たしているが、今後も地域医療体制を維持・充実していくためには、医師（特に小児科医）をはじめ、看護師や医療事務職員など医療を支える人材の確保を含め、診療機能の一層の充実を図っていく必要がある。

また、高齢化の進行により、救急医療、在宅医療、慢性期医療への需要が増加し、医療ニーズは一層複雑化・多様化している。このため、限られた医療資源を有効に活用しつつ、近隣市町村や関係機関と連携し、医師・医療技術者の確保、救急医療体制の強化、医療機関相互の役割分担と連携を進め、持続可能な医療提供体制を構築していくことが求められる。

(2) その対策

① 医療体制の確保

- 県及び南和地域1市3町8村が設立した南和地域の拠点となる南奈良総合医療センターや山間部における診療所の充実等、医療体制の整備・充実に努める。
- 医療機関を拠点とした健康づくりや予防医療の推進に取り組み、医療と健康増進が一体となったまちづくりを進める。
- 南和周辺地区病院群輪番制運営協議会の運営についても、市民の安心・安全に密接に関係する医療機関の確保の観点から堅持していく。

(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）

表 8.1 医療の確保にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1)診療施設 病院	病院施設整備等事業	南和広域医療企業団 五條市	2-1-1 救急医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	診療所	診療所施設整備等事業	五條市	2-1-1 救急医療体制の充実 2-1-2 地域医療体制の充実
	(2)特定診療科に係る 診療施設 その他	医療機器整備事業	五條市	2-1-2 地域医療体制の充実
	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 自治体病院	公立病院整備等事業	南和広域医 療企業団	2-3-2 地域福祉の充実
	その他	公立病院周辺整備等事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推 進

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小学校・中学校

小学校は、令和7年5月1日現在、児童数が902名と平成22年5月1日に比べ897名の減少となっており、過疎化・少子化による児童の減少が著しい。児童の減少に伴い、平成23年に発生した紀伊半島大水害により平成26年度から休校となっていた大塔小中学校が平成30年に廃校、令和2年には阿太小学校と宇智小学校が統合して五條東小学校が開校した。また、令和3年には野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校を統合して五條南小学校が開校、続いて令和5年に北宇智小学校が廃校となり、五條東小学校に統合された。

中学校においても、生徒の減少により、令和2年に五條中学校・野原中学校・西吉野中学校が統合し、新生「五條中学校」が開校した。

学校教育については、令和元年に策定された「五條市教育振興計画」で『心に大きな「夢」と「志」をもち、その実現に向けて考え、社会を生き抜く人間』の育成を五條市教育の目指す姿に掲げ、教育大綱として位置付けていたが、激変する社会の情勢に対応できる人材育成が急務であることから、令和3年度に『豊かなつながり 夢とやすらぎのあるまちづくり』を基本理念とした「五條市教育大綱」を策定した。しかしながら、少子化・高齢化の更なる進行やグローバル化の進展、そして生成AIに代表されるようなデジタル技術の発展など、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまで以上に高まっており、子どもたちにはそのような時代を生き抜くために必要な力を育む必要がある。そのため、本市では、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期五條市教育大綱」や「第5期五條市教育振興基本計画」の策定を進めた。『ふるさとを愛し、自ら考えて行動できる心豊かな人づくり～自尊・他尊・地尊の人づくり～』を本市が目指す教育の中心に据え、その実現に向けた取組を推進する。

表 9.1 小学校別の現況（令和7年5月1日現在）

小学校名	児童数（人）				学級数（学級）				保有施設		
	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	R7.5.1	H22.5.1	H27.5.1	R2.5.1	R7.5.1	体育館	プール	校舎（㎡）
五條小学校	298	170	202	154	14	10	14	11	1	1	6,044
牧野小学校	536	489	419	336	21	25	21	15	1	1	5,356
五條東小学校※1	-	-	169	225	-	-	12	13	1	1	3,499
（阿太小学校）	94	47	-	-	8	9	-	-	-	-	-
（宇智小学校）	200	150	-	-	8	9	-	-	-	-	-
（北宇智小学校）	211	143	103	-	10	9	10	-	-	-	-
五條南小学校※2	-	-	-	187	-	-	-	10	1	1	3,651
（野原小学校）	226	137	123	-	10	8	8	-	-	-	-
（阪合部小学校）	97	68	58	-	8	9	9	-	-	-	-
（西吉野小学校）	124	71	58	-	8	8	8	-	-	-	-
大塔小学校※3	13	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
合計	1,799	1,275	1,132	902	90	87	82	49	4	4	18,550

※1 五條東小学校は、R2.4.1 阿太小学校と宇智小学校が統合して開校。R5.4.1 北宇智小学校を統合。

（資料）学校基本調査等

※2 五條南小学校は、R3.4.1 野原小学校と阪合部小学校、西吉野小学校が統合して開校。

※3 大塔小学校は、H30.3.31 廃校。

表 9.2 中学校別の現況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

中学校名	生徒数（人）				学級数（学級）				保有施設		
	H22. 5. 1	H27. 5. 1	R2. 5. 1	R7. 5. 1	H22. 5. 1	H27. 5. 1	R2. 5. 1	R7. 5. 1	体育館	プール	校舎（㎡）
五條中学校※1	205	162	182	197	10	9	9	10	1	1	5,790
（野原中学校）	122	83	-	-	8	5	-	-	-	-	-
（西吉野中学校）	74	46	-	-	4	5	-	-	-	-	-
五條東中学校	264	251	186	151	10	11	11	8	1	1	3,666
五條西中学校	288	231	200	162	11	9	11	9	1	1	6,793
智辯学園中学校	415	370	270	150	10	9	9	7	1	1	3,394
大塔中学校※2	7	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
合計	1,375	1,143	838	660	55	48	40	34	4	4	19,643

※1 五條中学校は、令和 2 年 4 月 6 日に五條中学校・野原中学校・西吉野中学校が統合。

（資料）学校基本調査等

※2 大塔中学校は、H30. 3. 31 廃校。

② 高等学校

本市には 3 校の高等学校が立地しており、社会情勢の変化や生徒の志向にきめ細やかに対応できるよう、教育内容の高度化や特色ある教育の充実が求められている。

表 9.3 高等学校別の現況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

高等学校名	生徒数（人）		
	全日制	定時制	合計
五條高等学校	662	-	662
西吉野農業高等学校※	-	66	66
智辯学園高等学校	342	-	342
合計	1,004	66	1,070

※西吉野農業高等学校は、令和 3 年 4 月から五條高等学校賀名生分校から名称変更。

（資料）奈良県令和 7 年度学校基本数一覧

③ 幼稚園（認定こども園）

幼児期は、自立性、協調性といった社会生活上の重要な資質が培われるとともに、知的好奇心・探究心の急速な発達が起こるなど、人間形成の上で極めて大切な時期である。この間に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより教育内容の充実、指導体制の強化を図るなどより質の高い教育環境の整備に努めなければならない。本市では、「子どもを育てたいまち」の実現にむけ、質の高い就学前教育・保育を提供するため、3 園の公立認定こども園を開園した。

表 9.4 こども園の現況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

施設名	園児数（人）	学級数（学級）	保有園舎（㎡）
みらいこども園	128	9	1,684.91
ゆめこども園	62	6	1,180.35
きぼうこども園	47	6	1,652.96
ちべん保育園	84	6	1,297.00
なかよしこども園	111	7	1,224.00
合計	432	34	7,039.22

（資料）学校基本調査等

④ 生涯学習

ライフスタイルの変化にあわせて、生きがいや自己実現、健康増進を求める意識が高まっており、生涯学習に対する欲求も大きくなっている。同時に、社会教育、社会体育は、地域において生涯にわたって生きがいのある充実した生活を営み、同時に地域を考え、維持・発展させていくために不可欠なものとしてされている。

このため、地域に身近な公民館等のコミュニティ施設を活用し、地域への愛着や生きがいを育む学習など、地域の特徴に応じて特色ある生涯学習の推進を図ることが求められる。

また、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、様々な教育活動へのボランティア参加等を通じて地域住民の絆づくりを進める観点から、地域の教育力の向上を図ることが求められる。

⑤ 文化・スポーツ活動

住民一人ひとりが心身ともに健全で豊かな人生を築くために、文化、スポーツ活動を行うことができる場の充実が求められる。

このため、地区公民館や図書館、体育館等の整備改修など、文化、スポーツ施設の整備を図るとともに、施設利用促進に向けた取組を進める必要がある。

(2) その対策

① 小・中学校

- 地域の自然、歴史、文化等をいかした教育活動を推進し、子どもたちが郷土に誇りと愛着を持てる学校づくりを進める。
- 各学校の特色をいかした教育を推進するとともに、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。
- 遠距離通学となる児童生徒の通学のため、スクールバスの安全運行に努めるとともに、通学用自転車の購入費補助など、通学支援を引き続き行う。
- 学校適正化の結果を踏まえ、教育環境の整備や施設の有効活用を進める。

② 高等学校

- 社会や生徒のニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、地域産業や地域資源をいかした特色ある学校づくりを推進する。
- 校舎等の施設については、安全性に配慮し、計画的な改築・改良を進める。

③ 幼稚園（認定こども園）

- 同年代とのふれ合い等生涯にわたる人間形成の基礎を培う場として、より充実したものにするため、教育内容の向上と運営体制の充実を図り、子どもたちの豊かな社会性と創造性を育む先進的な教育を推進する。
- 施設の老朽化や園児数の減少による集団規模の確保、異年齢交流などに対応するため、幼保連携型認定こども園を3園整備した。今後は公私連携の中で安定的・継続的に質の高い教育・保育を提供する体制を整備する。

④ 生涯学習

- 行政各分野が相互に連携し、人づくりや地域づくりをめざした住民参加による生涯学習の総合的な推進を図る。

⑤ 文化・スポーツ活動

- 市民が生涯にわたって学び、自他ともに高め合い生きがいのある人生を送るため、芸術や文化、スポーツへの参画の場を整えるとともに、市民の学習活動への支援や、スポーツや文化イベント等の充実を図る。
- 生涯学習の拠点施設である図書館については、利用者の安全性に配慮し、複合化やバリアフリー化を図り、利用しやすい施設となるよう、民間と連携して図書館を中心とした(仮称)市民交流施設の整備が進められている。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 9.4 教育の振興にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	教育施設等整備事業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
	屋内運動場	学校屋内運動場改良(改修) 事業	五條市	同上
	屋外運動場	学校屋外運動場改良(改修) 事業	五條市	同上
	水泳プール	学校プール改良(改修)事業	五條市	同上
	寄宿舍	高等学校学生寮整備事業	五條市	同上
	スクールバス・ポ ート	スクールバス購入事業	五條市	同上
	給食施設	学校給食センター整備事業	五條市	同上
	その他	教育環境等整備推進事業	五條市	同上
	(3)集会施設、体育施設 等 公民館	公民館等整備事業	五條市	4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	集会施設	集会施設等整備事業	五條市	5-4-1 市民活動の支援
	体育施設	公園・体育施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援
	図書館	図書館等整備事業	五條市	5-4-1 市民活動の支援
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	義務教育環境等整備推進事業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
	高等学校	高等学校教育環境等整備等事業	五條市	同上
	生涯学習・スポーツ	教育文化体育施設等事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの推進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進 5-4-1 市民活動の支援
	その他	教育文化施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進 5-4-1 市民活動の支援

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 集落の維持・再編

中南部の主に山間地域では、公共施設、医療施設、商業施設等への距離が遠く、また急傾斜地に民家が点在していることから、道路、水道等の生活基盤整備に多くの制約がある。人口減少と高齢化の進行により、集落内の相互扶助機能の低下、空き家や耕作放棄地の増加など、集落の維持に関して深刻な課題が生じている。

これまで道路整備や生活関連施設の整備により一定の生活環境改善は進んできたものの、都市部との生活利便性の格差はいまだ大きく、引き続き生活環境の向上に向けた取組が求められている。一方で、急傾斜地や広域分散型の集落においては、十分な生活環境を確保するために多額の投資を要する地域も多く、集落の維持と併せて、基幹集落への機能集約や集落再編を視野に入れた検討が必要となっている。

集落の再編にあたっては、住民の生活や地域の歴史・文化に大きな影響を及ぼすことから、地域や住民の意向を十分に尊重しつつ、行政が継続的に集落の状況を把握し、丁寧な合意形成を図ることが重要である。

また、農林業を中心とした地域においては、担い手不足が深刻化していることから、就農・帰農支援や若年層の雇用創出を通じた移住・定住の促進により、集落の高齢化を抑制し、持続可能な集落の維持につなげていくことが課題となっている。

(2) その対策

① 集落の維持・再編

- 集落の維持に必要な共同作業や伝統行事、伝統芸能の継承を支援するため、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、外部人材の力を取り入れた集落活動の活性化を図る。
- 集落の再編については、住民の意向を十分に尊重しながら、集落支援員制度を活用し、住民と行政が連携した検討体制のもとで段階的に進める。
- 高齢者のみの世帯が多い集落においては、水道施設の維持管理、食料・日用品の確保、医療機関等への移動手段の確保が課題となっていることから、郵便局、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、見守りや生活支援体制の充実を図るとともに、必要な生活基盤整備を推進する。
- 農林業をはじめとする地域産業の振興を図り、若年層の雇用創出や就農・就業支援を通じて、移住・定住の促進と集落の高齢化抑制につなげる。
- 基幹集落を中心とした複数集落のネットワーク化を進め、生活支援サービスや行政サービスを効率的に提供できる体制の構築を目指す。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 10.1 集落の整備にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援 5-4-2 コミュニティ活動の活性化

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化振興施設等

本市域には、主に北部に後期旧石器時代以降の遺跡が分布し、近内古墳群をはじめとする大小の古墳も造られた。奈良時代には藤原南家ゆかりの榮山寺が建立され、現在も法灯を護っている。また、南北朝時代には南朝方の支配地に入り、天皇の行宮が榮山寺や堀家に置かれるなど、激動期の政治に深く関与した。さらに、江戸時代後期には市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、古くから南和地域の政治・行政の拠点としての役割を果たしてきた。

市の中心部では、西熊野街道をはじめ、紀州街道、河内街道、下街道、伊勢街道が交わり、吉野川（紀の川）の水運も加え、水陸の交通の要衝として多くの人々や物資の往来が見られた。このように古くから経済的にも栄えてきた本市には、遺跡、社寺、町並み等の文化財が多い。

また、本市南部の集落には、太鼓を用いた踊りや狂言、盆踊り等の民俗芸能が、一時途絶しながらも伝承されている。各集落の人口が減少していく中、これらの有形・無形の文化遺産をいかに保存・活用し、後世に継承していくかが課題となっている。

本市は、平成 17 年の 1 市 2 村の合併から 20 年が経過するとともに、昭和 32 年の市制施行から 68 年を迎える。直近の自治体史の刊行は昭和 62 年であり、市町村合併等を含めたその後の市の歴史や、地域文化に関する最新の調査研究成果について、現代的な手法と平易な内容で市の内外に発信する新しい市史が、先の課題解決の一助としても求められるようになった。

そこで、平成 31・令和元年度から五條市史編纂事業を本格的に開始し、市域の自然、歴史、民俗等の諸分野に関する資料の調査・収集・分析を現代の学問水準に基づき進めている。その成果については、令和 12 年度までに通史編、分野編、史料集等の分冊形式で紙媒体により順次刊行し、デジタル化も行うこととしている。

五條新町地区については、平成 10 年度から 10 年間まちなみ環境整備事業を実施し、景観保持等整備に努めてきた。平成 22 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 23 年度からは伝建制度のもと保存修理（修理・修景）事業等を実施し、地区内の景観の維持向上に努めている。令和 7 年度までに 73 件（59 棟）の修理・修景及び 2 件（1 棟）の公開活用事業を実施しているが、地区内の空き家は増加傾向にあり、修理・修景すべき老朽家屋も多い状況である。

また、平成 23 年に、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定し、その代替措置として平成 25 年に、「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定した。五條新町地区は古い木造建築が密集し、火災が発生すると、歴史的町並みが失われる危険性をはらんでおり、「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区防災計画」に則った整備が求められる。

世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である国指定史跡「大峯奥駈道」には、吉野・大峯の修験道関係者をはじめ、多くの登山者が訪れている。本市大塔町篠原から奥駈道に至る林道及び登山道は、災害により不通であったが、再整備により通行可能となった。一方、奥駈道は近年、五鉢嶺付近の西斜面の崩落進行により一部が損壊し、迂回を余儀なくされている。

(2) その対策

① 地域文化振興施設等

- 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区について、伝統的建造物等の修理・修景事業を引き続き推進するとともに、防災計画に基づいた防災対策の充実と、歴史的景観をいかした魅力あるまちづくりを進める。
- 大峯奥駈道の崩落箇所の取扱い、迂回路の設定・整備等について、関係行政機関、団体等との協議を継続して行う。
- 本市大塔町域に伝承されている奈良県指定無形民俗文化財等、本市特有の文化の保存・継承に向けた取組を進める。
- 地域文化活動の支援を図る。
- 五條市史編纂事業を引き続き推進し、令和12年度末の完了を目指す。調査成果については、紙媒体の刊行を基本にデジタルデータの公開も視野に入れ、幅広い読者層への普及・浸透を図る。
- 国・県・市の指定文化財の保存、整備、活用等に関する事業を引き続き推進するとともに、指定文化財の所有者・管理者に対する補助金の交付を通じて、地域文化の継承を支援する。
- 周知の埋蔵文化財包蔵地の調査、保存、整備、活用等に関する事業を推進し、地域文化の掘り起こし、顕彰等に努める。
- 市立五條文化博物館について、指定管理者制度も活用し適切な維持管理を行うとともに、資料の収集・保管・研究活動及び展示・講座を主とした教育普及活動の充実により、地域文化の発信拠点としての機能の強化に努める。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 11.1 地域文化の振興等にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設 等 地域文化振興施設	伝建地区等整備事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存
		市立五條文化博物館施設等 整備事業	五條市	3-4-2 文化・スポーツ交流の促進
	その他	文化振興施設周辺整備等事業	五條市	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	地域文化振興等推進事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 4-4-1

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				文化・スポーツ交流の促進
11 地域文化の 振興等		文化財等保存事業	五條市	3-4-2 観光資源・地域学習資源 としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進
	(3)その他	文化財地区景観保全対策事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギー

地球温暖化対策やエネルギーの安定確保の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大は重要な課題となっている。本市においても、太陽光や森林資源を活用した木質バイオマスなど、過疎地域ならではの再生可能エネルギー資源を有している。

一方で、再生可能エネルギーの導入は、発電事業としての側面だけでなく、地域環境への配慮、景観との調和、地域住民の理解と参画が不可欠であり、地域に受け入れられる形での導入が求められている。また、再生可能エネルギーは出力が天候等に左右されやすく、安定供給の確保や非常時対応への活用が十分に進んでいない状況にある。

さらに、人口減少や高齢化が進む中山間地域では、エネルギーを地域内で生産・消費する仕組みを構築することで、災害時のレジリエンス向上や、地域経済の活性化、集落維持につなげていく視点が求められている。

このため、本市の特性を踏まえ、再生可能エネルギーを「つくる」「ためる」「かしこくつかう」取組を一体的に進め、持続可能な地域づくりに結び付けていく必要がある。

(2) その対策

① 再生可能エネルギー

- 太陽光やバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーによる発電・熱供給設備の導入支援
- 域内の多様な主体が参画して取り組む「地域循環共生圏」の創出

(3) 整備計画（令和8年度～令和12年度）

表 12.1 再生可能エネルギーの利用の推進にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギ ー利用施設	再生可能エネルギー利用施設 整備事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 3-3-1 観光の振興 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの 推進
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	再生可能エネルギー利用推進 事業	五條市	同上

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

13. 防災・減災対策の推進

(1) 現況と問題点

① 防災・減災対策

本市は、紀の川（吉野川）水系および新宮川水系に属し、山地と河川が近接する地形的特性から、集中豪雨による浸水被害や土砂災害の発生リスクを抱えている。特に近年は、気候変動の影響により、局地的かつ短時間の豪雨が頻発しており、これまで被害が少なかった地域においても災害が発生する可能性が高まっている。

また、南海トラフ巨大地震の発生が切迫している中、建物の耐震化や道路・橋梁等のインフラの強靱化、緊急輸送路の確保が重要な課題となっている。中山間地域においては、集落が点在し、高齢者世帯が多いことから、災害時の迅速な避難や支援体制の確保が難しい状況にある。

さらに、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が市内各地に指定されており、避難所や重要施設がこれらの区域内に立地している場合もあることから、ハード・ソフト両面での対策を一体的に進める必要がある。

加えて、災害時における情報伝達や住民の防災意識の向上、自主防災組織の活動の活性化など、地域防災力の底上げも重要な課題となっている。

(2) その対策

① 防災・減災対策

- 五條市地域防災計画及び事前復興計画に基づき、地震・風水害・土砂災害等の各種災害に対応した防災・減災対策を総合的に推進する。
- 紀の川水系及び新宮川水系における河川改修や河道内の堆積土砂の除去等について、国・県と連携しながら治水対策を推進する。
- 土砂災害警戒区域等において、砂防施設や斜面对策等のハード対策と、ハザードマップの周知、避難訓練の実施等のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進める。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、緊急輸送道路や市内道路・橋梁の防災対策、耐震化を進め、道路ネットワークの機能確保を図る。
- 避難所や防災拠点施設について、非常用電源や備蓄の充実、必要に応じた統合・見直しを行い、災害時の受入体制の強化を図る。
- Lアラートや緊急速報メール等を活用した情報発信体制の充実を図るとともに、自主防災組織の育成・支援や防災訓練を通じて、地域住民の防災意識と共助力の向上を図る。

表 13.1 防災・減災対策の推進にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 防災・減災対策の推進	防災・減災	消防・防災体制の充実	五條市	2-5-1 防災体制の充実 2-5-2 消防体制および活動の充実

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

14. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 行政運営体制の整備

地方分権が進む中、市町村は自己決定・自己責任の原則に基づき、住民の声を反映した地域性豊かな個性あるまちづくりを進めるとともに、国への依存度が低い自立した財政基盤の構築が求められている。

このため、DXの推進による事務の効率化・コスト削減や、近隣自治体との広域連携による体制強化を図るとともに、地域の自然資源等をいかした観光振興や都市住民との交流（関係人口の創出）を通じて、持続可能で個性豊かな地域社会を築く必要がある。

② 住民の主体的な参画体制の確立

本市では、高齢化と人口減少を背景に、市民活動団体との協働や、住民が主体となった内外の交流促進による地域活性化が求められている。

このため、情報発信・共有体制の充実を図るとともに、デジタル技術の活用、関係人口との連携、住民との双方向の意思疎通を通じて、市民が主体的にまちづくりへ参画できる体制を整備し、地域一丸となった活力ある社会の構築が必要である。

(2) その対策

① 行政運営体制の整備

- 財源の効率的運用及び市民サービスの向上を図るため、デジタル機器の計画的導入・高度利用を推進するとともに、窓口業務の一元化・統合や、時代に即した組織改革を行い、効率的な事務処理体制を確立する。
- 若手職員によるプロジェクトチームや、市民等により組織される団体が、本市の課題解決や地域活性化を目的として自主的・継続的に実施する取組に対し、支援を行う。
- 空き家の実態把握を行い、移住住宅や店舗等への利活用に向けた支援を通じて、地域の活性化を図る。
- 南和地域市町村との連携により、広域幹線道路網のネットワーク化、高度情報化、福祉・医療体制の強化、行政事務の広域共同化等を進め、相互補完体制の強化を図る。

② 住民の主体的な参画体制の確立

- 持続可能な地域運営には住民一人ひとりの参画が不可欠であることから、SNS等を活用した情報発信の充実により、市民の自発的な活動を促進し、主体的なまちづくりを推進する。
- 過疎・高齢化への対応にあたっては、ボランティア等との協働を一層推進し、地域住民の知識や経験を活かしながら、公助と共助を適切に組み合わせることで、将来世代につながる行政サービスの充実を図る。

(3) 整備計画 (令和8年度～令和12年度)

表 14.1 その他地域の持続的発展に関し必要な事項にかかわる事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
14 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域振興活性化事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 2-6-2 快適で安全な住宅の確保 5-3-1 行政情報の充実 5-4-1 市民活動の支援

※備考欄には事業に関連する五條市ビジョンの施策を記載。

15. 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

2 から 14 までの事項に係る過疎地域持続的発展特別事業一覧を以下に示す。なお、当該施策の効果は将来に及ぶものである。

表 15.1 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流促進事業	五條市	3-3-2 交流の促進
3 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林漁業振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	商工業・6次産業化	商業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
	情報通信産業	映像活用事業	五條市	3-3-1 観光の振興
	観光	観光振興事業	五條市	3-3-1 観光の振興 3-3-2 交流の促進 3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
	企業誘致	企業誘致・雇用対策事業	五條市	3-2-1 商工業の振興
	その他	林業等振興事業	五條市	3-1-1 農林業の振興
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	情報通信施設等管理事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 4-3-1 新たな情報提供システムの構築

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通対策事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保
	交通施設維持	トンネル整備事業	五條市	4-2-1 安全な道路交通環境の確保
	その他	交通施設等整備事業	五條市	2-4-1 防犯体制の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推進 4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保 4-2-1 安全な道路交通環境の確保
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活対策等整備事業	五條市	2-7-1 安全な水の安定供給 3-5-2 生活環境の維持と保全
	環境	生活環境等整備事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
	危険施設撤去	危険施設撤去事業	五條市	3-5-2 生活環境の維持と保全
	防災・防犯	防災対策等強化事業	五條市	2-5-1 防災体制の充実 3-5-2 生活環境の維持と保全
	その他	生活環境対策等整備事業	五條市	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進 2-6-3 火葬場・墓地の確保

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	児童福祉施設等整備事業	五條市	1-1-2 子育て支援の充実 2-3-2 地域福祉の充実
	高齢者・障害者福 祉	高齢者福祉推進事業	五條市	2-3-1 高齢者福祉の充実 2-3-2 地域福祉の充実
		障害者福祉推進事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 2-3-3 障害者福祉の充実
	健康づくり	健康増進推進事業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの 推進
	その他	保健福祉等推進事業	五條市	1-1-3 結婚支援の充実 2-1-2 地域医療体制の充実 2-3-2 地域福祉の充実 2-6-1 計画的なまちづくりの推 進
8 医療の確保	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 自治体病院	公立病院整備等事業	南和広域医 療企業団	2-3-2 地域福祉の充実
	その他	公立病院周辺整備等事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推 進
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 義務教育	義務教育環境等整備推進事 業	五條市	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 特色ある教育内容の推進
9 教育の振興	高等学校	高等学校教育環境等整備等 事業	五條市	同上
	生涯学習・スポーツ	教育文化体育施設等整備事 業	五條市	2-2-1 成人市民の健康づくりの 推進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進 5-4-1 市民活動の支援
	その他	教育文化施設等整備事業	五條市	2-6-4 魅力ある公園の充実 3-3-2 交流の促進 4-4-1 文化・スポーツ交流の促 進 5-4-1 市民活動の支援

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援事業	五條市	2-3-2 地域福祉の充実 3-3-2 交流の促進 5-4-1 市民活動の支援 5-4-2 コミュニティ活動の活性化
11 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	地域文化振興等推進事業	五條市	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存 3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進
		文化財等保存事業	五條市	3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用 4-4-1 文化・スポーツ交流の促進
12 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用推進事業	五條市	3-1-1 農林業の振興 3-3-1 観光の振興 3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進
13 防災・減災対策の推進	防災・減災	消防・防災体制の充実	五條市	2-5-1 防災体制の充実 2-5-2 消防体制および活動の充実
14 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域振興活性化事業	五條市	2-6-1 計画的なまちづくりの推進 2-6-2 快適で安全な住宅の確保 5-3-1 行政情報の充実 5-4-1 市民活動の支援